

教員免許更新制のしくみ

～平成21年4月1日以降に免許状を授与される方へ～

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制とは・・・

- ① 教員免許状に**10年間の有効期間**が付きます。
- ② 免許状の有効期間を更新するため、**2年間で30時間の免許状更新講習を受講・修了**することが必要です。

1. 教員免許更新制の目的は何ですか？

教員として必要な知識技能は日々変化するため、その時々で必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけてもらうことを目的としています。不適格教員の排除を目的とするものではありません。

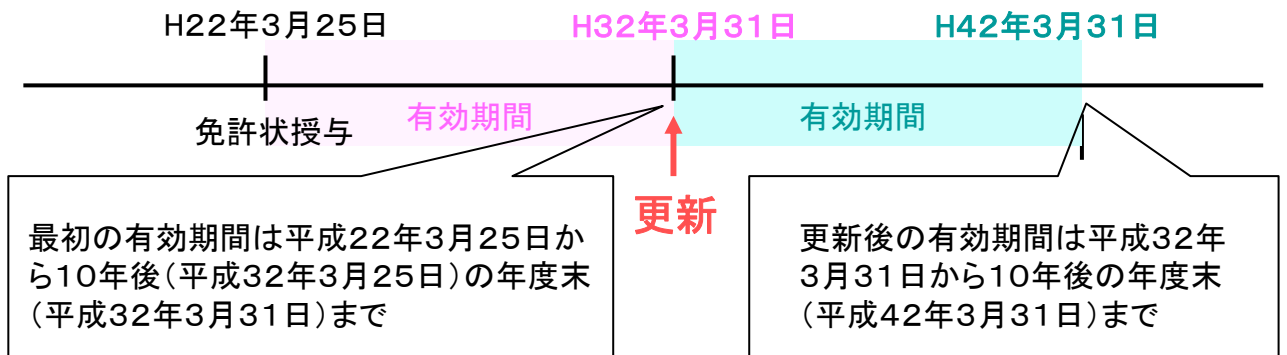
2. 教員免許状の有効期間

平成21年4月1日以降に授与される教員免許状には、**免許状授与のための所要資格を得て(※)**から**10年後の年度末**までの有効期間が付きます。

有効期間を更新した場合、次の有効期間は前の有効期間から**10年後の年度末**になります。(具体例は次頁)

※「所要資格を得て」・・・免許状の授与に必要な学位と単位を満たすこと

例えば、平成22年3月25日に教職科目を満たして卒業する人の場合・・・



3. 有効期間はどうすれば更新できるのですか？

有効期間の満了日の2ヶ月前までに、30時間の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請することが必要です。

☆ 免許状の有効期間の更新の主な流れ

- ① 所持している免許状の有効期間の満了日を確認します。
- ② 有効期間の延長が可能な理由に該当する場合や、講習の免除対象者に該当する場合には、そのために必要な手続きを行います。
- ③ 有効期間の満了日の2年2ヶ月前からの2年間に、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了します。受講にあたっては、講習の開設状況を確認し、受講を希望する講習について、各人が、講習開設者に受講を申し込みます。
- ④ 有効期間の満了日の2ヶ月前までに、30時間の免許状更新講習の修了証明書を持って、免許管理者(※)に**免許状の有効期間の更新を申請**します。

※「免許管理者」・・・教員等の場合には勤務地の教育委員会

Q 免許状更新講習を受けなくても有効期間が更新される人がいるのですか？

A 校長、教頭などの教員を指導する立場にある人や、優秀教員表彰を受けた人については、免許状更新講習を免除されることになっています。

Q 海外派遣中の場合など、有効期間の満了までに免許状更新講習を受講することができない場合の取扱いはどうなるのですか？

A 海外派遣中、病気等による休職、産休・育休中の場合など、やむを得ない事由のある場合には、免許管理者に申請することにより、免許状の有効期間を延長することが可能です。

4. 免許状更新講習を修了できなかった場合は？

決められた期間内に免許状更新講習を修了できなかった場合には、**免許状は失効してしまいます。**

ただし、免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。

よって、**改めて大学で教職課程を受講する必要はなく、更新講習を受講・修了すれば、有効な免許状を授与されることができます。**

Q 免許状が失効した場合（修了確認期限までに講習を修了していない場合）、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなってしまうのでしょうか。

A 履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能ですが、「（更新講習未受講）」等更新講習を受講する必要がある旨を併記していただくことが必要です。

Q

現在、教員採用試験では、免許取得(見込み)が受験資格になっていますが、有効期間が更新されず、免許状が失効している人も、教員採用試験を受験することができるのですか。

A

免許更新制の導入に伴い、教育委員会などの教員の任命権者に対しては、免許状が失効していることのみをもって、教員採用試験において受験させないことや不合格とすることがないよう要請していく予定です。

5. 免許状更新講習とはどのようなものですか？

(1) 免許状更新講習の内容

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学などが開設する講習の中から、

- ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
- ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

について必要な講習を選択し、受講します。

(2) 免許状更新講習の修了の認定

講習の修了の認定は、開設者が行う試験による成績審査に合格した場合に行われます。

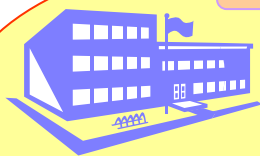
講習内容の基礎的な理解がある場合には、修了認定を行うこととされています。

免許状更新講習の受講のイメージ

〇〇大学

領域	講座名	時間数	開設日
教職についての省察・・・に関する事項	教育の最新事情	6時間×2日 (セットで開講)	5月第2週の 土・日
			8月第2～3週の 木・金、土・日
			10月第3～4週の 土・日
教科指導、生徒指導 その他教育の充実に関する事項	小学校体育の指導法	6時間×1日	5～7月の 土、日、祝
	化学に関する最新の研究成果	6時間×3日 (セットで開講)	8月第1～4週の 月～水、木～金
	教育相談・生徒指導の理論と方法	6時間×2日 (セットで開講)	11月第1～4週の 土・日

A市



※ このほか、それぞれの事項について複数の大学で受講することや、通信教育で受講することも可能です。

A市の高校で化学を担当 (平成23年3月31日に満35歳を迎えます)



生徒たちに化学の楽しさを教えるためにも、免許の更新を機会に、指導法だけではなく、化学に関する最新知識を大学で学びたいと思います。

＜教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項＞

「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」とあわせて8月に受講するので、8月の第2週の土曜日・日曜日での受講を〇〇大学に申込みました。

＜教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項＞

最新の化学研究を行っている先生の担当する「化学に関する最新の研究成果」という講習が〇〇大学で開講されるとのことなので、8月第4週の月曜日～水曜日で受講することにしました。

6. 教員にならなかった場合、免許状更新講習を受けることができないのですか？

教員以外にも、**教員採用内定者**、教育委員会などの教員の任命権者が作成する**臨時教員任用リストに登録されている者**、**教員として勤務した経験のある者**、教育委員会の指導主事などの教育の職などについても、免許状更新講習を受けることができます。

これら以外の場合については、免許状更新講習を受けることはできませんが、実際に教員になろうとする場合に、臨時教員任用リストに登録し、免許状更新講習を受講すれば、有効な免許状を授与されることができます。

7. 平成21年3月31日以前に免許状を授与された人に比べて不利になるのですか？

改正免許法の施行前(平成21年3月31日以前)に免許状を授与された人については、その免許状に有効期間は付されません。

ただし、教員等である場合には、10年の期間ごとに免許状更新講習を受講・修了する義務が課せられ、義務を果たせなかった場合には免許状が失効することとなります。また、それ以外の人についても、教員になる場合には、免許状更新講習の受講・修了が必要となります。

このため、平成21年4月1日以降に免許状を授与された人が極端に不利になるわけではありません。

教員免許更新制にもっと知りたい人は・・・

文部科学省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)
をご覧ください。